

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第3回）
開催日時	平成27年8月6日（木曜日）午前10時から正午まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：横澤委員、横道委員、河野委員、長谷川委員、海老澤委員、茶谷委員 説明員：市民部長、ささえあい・健康づくり担当部長、市民部保険年金課長、保険年金課国保給付係長、健康福祉部高齢者支援課長、健康福祉部介護保険担当課長、健康福祉部健康課長 事務局：総務部長、総務部総務法規課長、総務法規課課長補佐、総務法規課副主幹、法規文書係主査、法規文書係主任、法規文書係主事 欠席：岡本委員
議題	個人情報の収集及び目的外利用について ほか
会議資料	資料1 国保データベースの参加状況について ほか
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： それでは議題1 個人情報の収集及び目的外利用について審議する。事務局の説明を求める。</p> <p>【担当課より説明】</p> <p>○会長： 担当課の説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委員： 目的外利用は、どのような範囲を想定しているのか。</p> <p>○説明員： 保険年金課、健康課及び高齢者支援課の3課において相互に利用することを想定している。例えば、保険年金課では医療費適正化の一環として糖尿病重症化予防事業を行っており、今後、KDBシステムを活用し、健康課と連携しながら、より効果的に当事業を実施していきたいと考えている。</p> <p>○委員： 糖尿病重症化予防事業は、ある程度の医学的知識を持った職員が行うのか。</p> <p>○説明員： 保険年金課には保健師がいないため、健康課にいる保健師と協力連携して行う。</p> <p>○委員： 諮問書の表1「収集及び目的外利用する個人情報」の中で、「など」という表現が多</p>	

用されているが、「など」の中にセンシティブ情報が埋もれている可能性があり危険である。市民に分かりやすいよう、明確に記載しておくべきである。例えば、被保険者情報のうち資格情報では、基本4情報の他に具体的にどのようなものがあるのか。

○説明員：

資格情報については、住所、郵便番号、保険証の有効期間が「など」の内容である。加入期間については、資格取得日と資格喪失日の他に届出日と変更日がある。

○委員：

住所と電話番号は、資格情報に属するものか。

○説明員：

そのとおりである。

○委員：

「など」という表現は、便利だが曖昧なものである。重要なものはきちんと諮問書に記載したほうがよい。

○委員：

本件で個人情報の取扱いが問題となるのは、資料5の5頁にある個人別履歴を市の担当者が閲覧することであるという理解でよいか。諮問書の表1「収集及び目的外利用する個人情報」は、資料5の5頁の個人別履歴で閲覧できる情報を集約したものか。

○説明員：

そのとおりである。

○委員：

例えば、糖尿病になりそうな人をチェックする場合、血糖値が高いかどうかということも個人別履歴を見れば分かるのか。

○説明員：

個人別履歴から国の診断基準に該当する者をピックアップすることができる。

○委員：

該当者には、前もって糖尿病にかからないよう血糖値を改善するような指導をすることも可能となるのか。

○説明員：

保健指導により、被保険者個人にアプローチして改善指導を行うことが可能となる。

○委員：

KDB システムを利用できる職員を限定するとの説明があつたが、糖尿病になりそうな人を抽出するために個人別履歴にアクセスしたいなど、具体的な必要性については、その都度特定し、所属長の許可を得てアクセスするのか、それとも閲覧の必要性については抽象化された形で閲覧を許可するのかが不明である。個別的に1つ1つの必要性が生じた都度閲覧をするのか、それとも課長があらかじめアクセスを許可した者であれば、

常時閲覧ができるのか。

○説明員：

担当職員に限定して KDB システムの閲覧を許可し、必要に応じて同システムを閲覧する予定である。特定の個人について個人別履歴を閲覧することは、電話で相談があった場合等、ケースとして極めて少ないと想定される。

○委員：

KDB システムが有効活用できることは想像できるが、誰がどういう目的で個人の健康に関するデータを見たのかという利用目的の正当性の判断はどのように行われるのか、また、アクセスした記録はどういった形で管理されるのか。

○説明員：

被保険者から相談があった場合、調書を作成して相談内容を記録している。調書の中で KDB システムの個人別履歴を利用して、あるいは、KDB システムを利用せずに説明をしたという記録を残していくという運用を予定している。個人別履歴を閲覧する目的や必要性については、担当課長が判断する。

○委員：

担当課が閲覧する段階では、個人の健康に関するデータは暗号化されていないのか。

○説明員：

国保連合会において暗号化が解かれ、市で利用する段階では暗号化はされていない。市では、必要なデータのみを閲覧するように制限をかけるほか、閲覧する職員を限定することで安全面を確保していく。

○委員：

内部職員が故意に特定の個人のデータにアクセスするようなことがないようにアクセスログはとるのか。アクセスログの件数の管理のあり方についてはどのように考えているのか。

○説明員：

国保連合会がアクセスログを記録しており、市も確認可能である。担当課において、定期的に監視をし、アクセスログの件数に異常があるなどの場合には、調査をする。

○委員：

資料 2 の「KDB システムの全体像」の図の中で、国保中央会から国保連合会へ提供される「処理結果」の流れを図示した矢印を見ると、医療保険ネットワークを介していないように見えるが、「処理結果」についても同ネットワークを通じて提供されてくるのか。

○説明員：

そのとおりである。

○委員：

資料 3 の中で、国保中央会の説明によれば、国保中央会が暗号鍵を持っていないこと

を理由に個人情報に該当しないという考え方をしているが、この考え方は、今後のマイナンバー法制の中で通用するのかというところに疑問がある。これは、国全体として考えることではあるが、個人情報ではあるが、暗号化して利用していくという考え方の方が妥当なのではないか。

○委員：
暗号化について、詳細に説明してほしい。

○説明員：
資料 2 を用いて暗号化の例について説明。

○委員：
KDB システムの導入に当たって、個人情報が他に漏れないための具体的な対策に関しては、どのように考えているのか。

○説明員：
インターネットから分離された専用回線を使用しており外部からのアクセスを受けないこと、閲覧する職員を限定し、ID・パスワードによる認証を行うこと、閲覧履歴の管理や紙媒体の破棄を厳正に行うことにより、漏えいを防止する。

○委員：
情報漏えいの原因は、システム自体の問題より、内部職員等による人的原因が 7 割を占めている状況である。そのため内部管理についても徹底していくべきである。また、今後の課題として、スマートフォン等の私物端末の普及など新しい情報処理環境の変化にも対応し管理のあり方について検討していくべきである。

○事務局：
職員の意識向上は、重要な取組事項であると考えている。庁内でもセキュリティ対策会議を設けており、今後も、物的、技術的及び人的なセキュリティ対策を組織的に講じて参りたい。

○会長：
それでは、委員のみで審議をするので説明員は退席するように。

◆説明員退席

○会長：
では、本諮問については、審議会として個人情報の収集及び目的外利用を認めるという結論でよろしいか。

○各委員：
異議なし。

○会長：
それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。

○各委員：
異議なし。

○会長：
次に議題 2 番号法に伴う条例整備について審議する。事務局の説明を求める。

(担当課より説明)

○会長：
事務局の説明に対し、質問等はあるか。

○委員：
パブリックコメントは、何名から寄せられたものか。

説明員：
2名からである。内容別では、5件となる。

○委員：
資料 2 の新条例第 8 条 2 項（目的外利用の制限）において、「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、具体的にどういう場合をいうのか。本人が反対している場合もこれに含まれるのか。本来、目的外利用をしてはならないというのがこの条文の目的であるのに、実施機関の判断で目的外利用できる範囲が、かなり広がってしまうように思われる。

説明員：
「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、災害や事故で緊急な対応が必要な場合を想定している。

○委員：
都の条文を参考にしているのか。

説明員：
番号法第 19 条に同じ規定があり、条例でも同様に規定するものである。

○委員：
「本人の同意を得ることが困難な場合」について、少し例示を入れた方がよいのではないか。カッコ書きで例示していると分かりやすい。国のコンメンタールや国会答弁が参考になるのではないか。

説明員：
再度、国会の審議等を確認し、例示についても検討する。

○委員：
この条例案の審議は、個人情報保護条例第 25 条第 2 項第 2 号に規定する「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」に該当するものか。本件が審議会で認められなけれ

ば、議会に提出することもできないのか。

説明員：

条例に規定する「個人情報保護制度の運営に関する重要事項」に該当するものである。条例の提案は市長が行うものであるが、審議会のご意見に沿った形で条例案を作成したいと考えている。仮に審議会でも不可となれば全面的に見直す必要がある。

○委員：

資料 8 の個人情報保護条例改正案第 2 条の個人情報の定義で「生存する個人」とあるが、マイナンバーでは、死者に関する情報も保存することとなっているため現場で混乱を招くのではないか。

説明員：

法に合わせた形で作成している。

○委員：

個人情報保護条例では、死者の個人情報まで保護の範囲を広げると、いつまで遡ればよいか收拾がつかず、やりにくいのではないか。番号法の目的は共通の番号を使うことで事務処理を効率化することであり、死者の情報を 7 年間程度保存することも想定できる。

説明員：

もう少し掘り下げて検討する。

○委員：

問題がなければ、法に合わせた形の改正でよい。

○委員：

同じく資料 8 の個人情報保護条例改正案第 13 条第 2 項で、「次の各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない」とあり、第 2 号のただし書きで「次に掲げる情報を除く」とある。これは、例外の例外であり、ア、イ、ウの事項は開示してよいこととなるが、このことは法文を読みなれていない者には理解しづらい。

説明員：

都の条例を参考にしたものであるが、表現については、更に検討したい。

○会長：

では、本諮問については、審議会として本条例案を認めるという結論でよろしいか。

○各委員：

異議なし。

○会長：

それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。

○各委員：
異議なし。

○会長：
以上で本日の審議会は、閉会とする。

以上